

○國學院大學大学院聴講生規程（大学院 学則第32条）

（昭和46年 3月 8日）

改正 昭和48年 2月 7日
昭和49年 3月14日
昭和50年 1月14日
昭和50年 3月12日
昭和52年 3月 7日
平成 3年 2月20日
平成13年 3月13日
平成20年12月17日
平成27年 3月10日

（目的）

第1条 この規程は、本学大学院学則第32条に規定する聴講生について、必要な事項を定める。

（出願資格）

第2条 聴講生となることのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部大臣の指定した者
- (4) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（履修期間）

第3条 聴講生の在籍期間は、1カ年を原則とし、受講は、学年の始めに限って審査の上これを許可する。ただし、引き続き聴講を希望する者は、所定の期間内に改めて聴講継続願を提出しなければならない。

（出願手続）

第4条 聴講生として受講を希望する者は、本大学院所定の用紙に所要事項を記載し、選考料・履歴書・写真（3ヵ月以内撮影のもの）・健康診断書を添えて、学長に願い出なければならない。

（履修手続）

第5条 聴講生として受講を許可された者は、誓約書（所定用紙）及び卒業証明書を提出し、直ちに登録料及び聴講料を納入して、聴講生証の交付を受けなければならない。

2 定められた期間内に手続きを完了しない者については、許可を取り消すことがある。

（選考料等）

第6条 聴講生の選考料・登録料及び聴講料は次のとおりとする。

選考料	15,000円（継続の場合は不要）
登録料	10,000円（本学出身者は半額）
聴講料	15,000円（半期1科目）
	30,000円（通年1科目）

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。